

収 支 報 告 書

令和 5 年分

(ふりがな)
1 政治団体の名称
(きどころ ゆうじ こうえんかい)
きどころ裕二 後援会

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地
岐阜県 多治見市 坂上町2丁目19番地

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名
城 處 裕 二

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有（この場合は以下を記入）
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

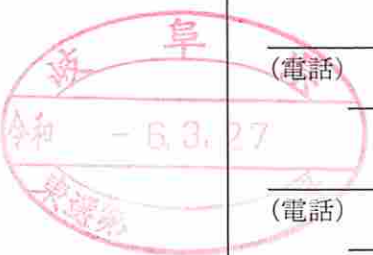
4 会計責任者の氏名
城 處 裕 二

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで

事務担当者の氏名
城 處 裕 二
(電話) 0572 - 22 - 0558

事務担当者の氏名
(電話)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

(全欄要記入)

		十億	百万	千	円
収 入 総 額	-----			603	309
(前年からの繰越額)	-----			603	309
(本年の収入額)	-----				0
支 出 総 額	-----			173	674
翌年への繰越額	-----			429	635

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

		十億	百万	千	円
金 額	-----				0
員 数	-----				0人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額					備 考
	十億	百万	千	円		
(ア) 個人からの寄附				0	←様式(その7-1)の合計金額	
[うち特定寄附]				0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	←様式(その7-2)の合計金額	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	←様式(その7-3)の合計金額	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)				0		
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]				0	←様式(その8)の合計金額	
イ 政 党 匿 名 寄 附				0	←様式(その9)の合計金額	
合 計 (ア+イ)				0		

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表							
項 目	金 額					備 考	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出
	十億	百万	千	円			
1 経 常 経 費							
(1) 人 件 費					0		
(2) 光 熱 水 費					0	← 様式(その14-1)の合計金額	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費					0	← 様式(その14-2)の合計金額	
(4) 事 務 所 費					0	← 様式(その14-3)の合計金額	
小 計					0		
2 政 治 活 動 費							
(1) 組 織 活 動 費					0	← 様式(その15-1)の総合計金額	
(2) 選 挙 関 係 費					0	← 様式(その15-2)の総合計金額	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費						← ア～エの計	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費					173674	← 様式(その15-3)の総合計金額	
イ 宣 伝 事 業 費					0	← 様式(その15-4)の総合計金額	
ウ 政 治 資 金 パーティ開催事業費					0	← 様式(その15-5)の総合計金額	
エ そ の 他 の 事 業 費					0	← 様式(その15-6)の総合計金額	
(4) 調 査 研 究 費					0	← 様式(その15-7)の総合計金額	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金					0	← 様式(その15-8)の総合計金額	
(6) そ の 他 の 経 費					0	← 様式(その15-9)の総合計金額	
小 計					173674		
合 計					173674		

(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合、様式(その16)の支出項目ごとの合計金額を「備考」欄に記載してください。

(その15-3)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 (3) 機関紙誌の発行その他の事業費 ア 機関紙誌の発行事業費 ()				
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(団体 にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
後援会リーフレット			107	800	令和5年7月26日	有限会社 丸善印刷	多治見市本町3-81-2	
市政報告チラシ			59	400	令和5年3月13日	同上	同上	
この頁の小計			167	200				
その他の支出				6474				
合計			173	674				

(注) 1件あたりの金額(数回にわたってされたときはその合計金額)が5万円以上(国会議員関係政治団体にあつては1万円超)の支出については、その支出の目的、金額、年月日、支出を受けた者の氏名及び住所を、該当欄に記載してください。
これにより明細を記載した以外のものについては、「その他の支出」欄にまとめて、その合計金額のみを記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注)「有」に「レ」を記入した場合は、項目別に別表で、様式(その18)にその内訳を記載してください。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ・ 領収書等の写し
- ・ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年3月27日

政治団体の名称

まじろ裕＝後援会

会計責任者の氏名

城 處 裕＝

（備考）

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。